

かながわ農業活性化指針
素案

平成28年12月
神奈川県

目 次

I	かながわ農業活性化指針について	1
II	かながわ農業の現状と取り巻く環境	2
1	かながわ農業の現状	2
2	農業を取り巻く環境の変化	4
III	これまでの取組と課題	6
1	県民の求める「食」の提供	6
2	「農」の潜在力の活用	10
3	都市農業の持続的な発展を支える基盤の整備	11
IV	基本目標と施策の方向	14
1	基本目標	14
2	施策の方向	15
V	取組内容と数値目標	16
	施策の方向1 県民ニーズに応じた農畜産物の生産と利用の促進	17
	施策の方向2 安定的な農業生産と次世代への継承	22
	施策の方向3 環境と共存する農業	27
	総合的な数値目標	31
VI	参考資料	32
1	統計資料	32
2	用語説明	37

本文中で、「*」が付いている用語は、参考資料の用語説明に掲載されているものです。
同じ用語が複数回記載されている場合、「*」は最初に記載されている箇所にもみ付けています。

I かながわ農業活性化指針について

県では、神奈川県都市農業推進条例（以下「条例」という。）において、都市農業*の持続的な発展に努めることとしており、条例に基づき「かながわ農業活性化指針」（以下「指針」という。）を策定し、基本的施策の総合的かつ計画的な推進を図っています。条例では、「定期的に指針を検証し、必要に応じ指針の変更を行わなければならない」とされており、前回は平成24年3月に指針を改定しました。

その後、国の新たな「食料・農業・農村基本計画」の策定、都市農業振興基本法の制定、環太平洋パートナーシップ（以下「TPP」という。）協定*文書への署名、スマート農業の普及と進展など、農業を取り巻く環境が大きく変化したことから、10年後の平成38年度（2026年度）を目標とした指針に改定します。

また、今回改定する指針は、都市農業振興基本法（平成27年法律第14号）第10条第1項の規定に基づく地方計画として位置付けます。

■神奈川県都市農業推進条例（平成18年4月施行）

目的

都市農業の持続的な発展に関する施策の総合的かつ計画的な推進、食料等の安定供給及び農業の有する多面的機能の発揮を図り、もって現在及び将来の県民の健康で豊かな生活の確保に寄与すること

基本理念

- 1 新鮮で安全・安心な食料等の安定供給と地産地消の推進
- 2 多様な担い手による農業資源の維持・確保と農業の発展
- 3 農業の有する多面的機能の発揮と循環型社会への貢献

基本的施策

- | | |
|------------------------------------|-----------------------------------|
| (1) 安全・安心な食料等の供給の推進 | (8) 農地の有効利用の促進 |
| (2) 地産地消の推進 | (9) 地域の農業を生かした県民と農業者との交流の促進 |
| (3) 農業経営の安定化の推進 | (10) 未利用資源の有効活用の促進を通じた農業の生産性向上の推進 |
| (4) 農業経営の高度化並びに農業者及び農業関係団体の情報交換の促進 | (11) 環境に調和する農業生産の推進 |
| (5) 食と農に対する県民の理解の促進 | (12) その他都市農業の持続的な発展のために必要な施策の推進 |
| (6) 農業の多様な担い手の育成及び確保の推進 | |
| (7) 農業の生産基盤の確保及び整備の推進 | |

□条例と指針

条例では、総合的かつ長期的な目標及び施策の方向を指針において定めることとされています。

平成18年6月 平成17年3月に策定した指針を条例に基づく指針として位置付け
平成24年3月 「食」と「農」をキーワードとした施策の方向として指針を改定

II かながわ農業の現状と取り巻く環境

1 かながわ農業の現状

(1) 担い手

(農業経営体*数)

農業経営体数は平成 22 年の 15,612 経営体から約 12%減少し、平成 27 年に 13,809 経営体となっています(農林業センサス*)。この間の減少率は、全国の減少率 18%より少なくなっています。

(経営規模)

農業経営体 1 経営体当たりの経営耕地*面積は、平成 22 年の 81.3a からほぼ横ばいで、平成 27 年に 81.6a となっています(農林業センサスより算出)。

経営耕地面積規模別の経営体数をみると、3ha 未満の規模では平成 22 年の 15,426 経営体から 12%減少し、平成 27 年 13,580 経営体となっている一方で、3ha 以上の規模では平成 22 年の 186 経営体から 23%増加し、平成 27 年 229 経営体となっています(農林業センサス)。

(販売規模別経営体数)

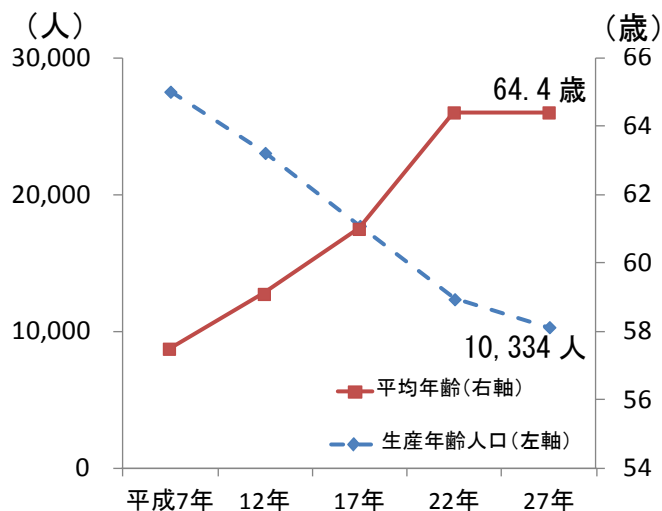
農産物販売規模別の農業経営体数をみると、700 万円未満の層では平成 22 年の 13,324 経営体から 11%減少し、平成 27 年 11,804 経営体となっています(農林業センサス)。この減少率は、全国の 700 万円未満の層の減少率 19%より少なくなっています。

(年齢)

販売農家*の農業就業人口*のうち生産年齢人口(15~64 歳)は、平成 22 年の 12,378 人から 16.5%減少し、平成 27 年に 10,334 人となっています(農林業センサス)。

農業就業人口の平均年齢は平成 27 年 64.4 歳で、平成 22 年と同レベルを維持しています(農林業センサス)。

販売農家の農業就業人口の平均年齢と生産年齢人口



※ 農林業センサスより作成

(法人化)

法人化している農業経営体は平成 22 年の 233 経営体から 15%増加し、平成 27 年に 268 経営体となっています（農林業センサス）。この間の増加率は、全国の増加率 25%に比べ低くなっています。

(農業生産関連事業*)

農業生産関連事業（農産物の加工、直売等）に取り組む経営体の割合は平成 27 年 39%で、全国の 18%を大きく上回っています（農林業センサス）。その関連事業のほとんどは、「消費者に直接販売」を行う業種が占めています。

(2) 農地

農地面積は平成 22 年の 20,400ha から 4%減少し、平成 27 年に 19,600ha となっています。地目別の減少率は、田 4.5%、普通畑 2.5%、樹園地 9.5%となっています（農林水産省「作物統計調査における面積調査」）。

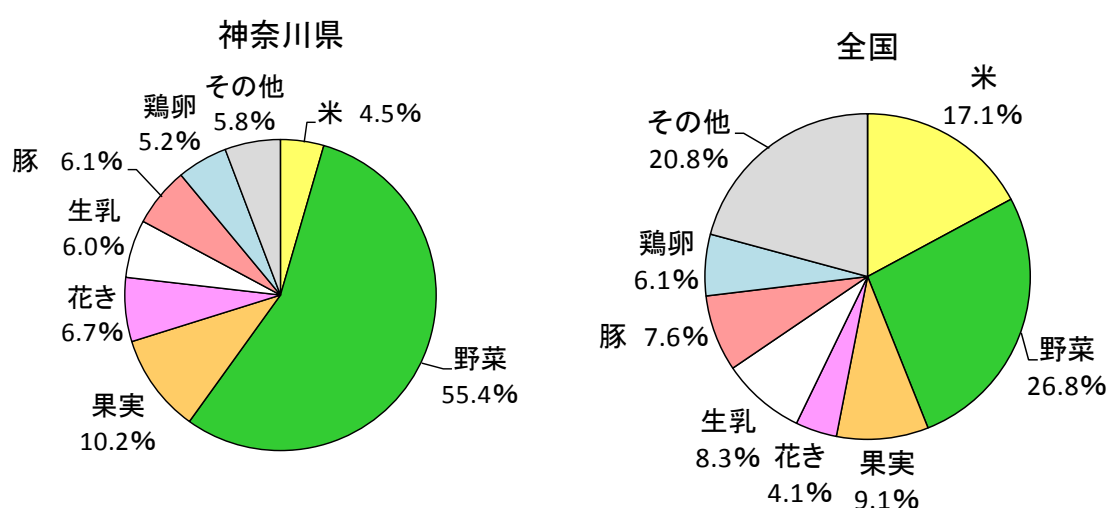
総農家*の耕作放棄地*面積は平成 22 年の 1,512ha から 4.5%減少し、平成 27 年に 1,444ha となっています（農林業センサス）。

(3) 農業産出額*

過去 5 年間の農業産出額の平均は 795 億円で、平成 26 年は 781 億円でした。平成 22 年と比較すると、米で 10.3%、果実で 15.8%減少しましたが、野菜で 3.8%、花きで 36.8%増加しています（農林水産統計年報）。

農業産出額に占める米の割合は 4.5%であり、全国の 17.1%と比べて低い一方で、野菜の割合は 55.4%であり、全国の 26.8%と比べて高くなっています（生産農業所得統計）。

農業産出額（平成 26 年）の作目別割合 神奈川県と全国の比較



※ 生産農業所得統計より作成

2 農業を取り巻く環境の変化

(1) 新たな食料・農業・農村基本計画の策定

国においては平成 27 年 3 月に新たな「食料・農業・農村基本計画」が策定され、総合的かつ計画的に講ずべき施策として、ロボット技術や I C T* を活用した超省力生産、高品質生産を可能とする新たな農業「スマート農業」の実現、多様な役割を果たす都市農業の振興、女性農業者が能力を最大限発揮できる環境の整備などが掲げられています。

(2) 都市農業振興基本法の制定

高度経済成長期、都市農業は、市街地の拡大、住宅地に隣接することで生じる農薬飛散や臭気等といった課題、地価の上昇による土地所有コストの増大等といった困難に直面しました。

近年では、人口減少や高齢化が進行し、都市農地に対する開発の圧力が低下するとともに、都市農業の持つ役割が再評価されています。それを受けて、国では平成 27 年 4 月に都市農業振興基本法が制定され、平成 28 年 5 月には基本計画が策定されました。今後は、的確な土地利用計画制度や、税制上の措置など、国において具体的な施策の検討が進められ、都市農業が安定的に継続できる環境整備等が期待されています。

■都市農業振興基本法の制定の背景

これまで、市街化区域内農地は、市街化を図るべき土地とみなされ、生産緑地地区の指定の有無に関わらず、農業振興を積極的に図るべき対象とみなされず、都市農業の振興において課題となっていました。

○都市計画法

昭和 44 年に都市計画法が改正され、都市計画区域は、市街化区域（すでに市街地を形成している区域及びおおむね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域）と市街化調整区域に区分され、市街化区域内農地については、事前届出による宅地等への自由な転用が認められる一方で、宅地等になることを前提として宅地並みに課税されるようになりました。

○生産緑地法

平成 3 年に改正された生産緑地法において生産緑地地区に指定された農地は、転用や貸借に対する規制が強化される一方で、固定資産税等の農地評価・農地課税及び相続税の納税猶予措置が講じられました。

○都市農業振興基本法

こうした状況を受け、平成 27 年に都市農業振興基本法が制定されました。市街化区域内農地の位置づけは「あるべきもの」へと大きく転換し、新たな都市農業振興制度が検討されています。

(3) TPP協定の批准に向けた動き

平成 25 年 7 月に国が参加した TPP 協定交渉は、平成 27 年 10 月に大筋合意に至り、平成 28 年 2 月に署名されました。

TPP の発効によって、12 ヶ国を合わせて 8 億人を超える巨大経済圏が誕生することとなりますが、一方で、関税の削減による海外の農林水産物との競争の可能性など、国民に不安や懸念が生まれ、農林水産分野の体質強化対策が求められています。国はこれを踏まえて、平成 27 年 11 月に「総合的な TPP 関連政策大綱」を策定しました。また、平成 28 年 12 月には TPP 批准について国会で承認され、併せて「環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律」が可決、成立しました。

(4) スマート農業の普及と進展

農業生産において、担い手不足や高齢化が深刻な問題となる中、女性や高齢者等でも農作業ができるよう省力・軽労化を進めるとともに、新規就農者への栽培技術の継承等が求められています。そこで、国は平成 25 年 11 月に「スマート農業の実現に向けた研究会」を設置し、ロボット技術や ICT を活用した超省力生産、高品質生産を可能とする新たな農業「スマート農業」の実現をめざしています。超省力化や高品質生産等を可能にするための研究開発や現場での実証に向けた取組が進められており、ICT 等先端技術の農業利用に向けた可能性が拡大しています。

(5) 女性農業者の活躍への期待の高まり

平成 28 年 6 月に閣議決定された「日本再興戦略 2016」では、女性の活躍は、経済社会に多様な価値観をもたらし、イノベーションの創出につながるとされ、女性の活躍推進が戦略の「鍵となる施策」として掲げられています。

これに先立ち平成 27 年 3 月に閣議決定された「食料・農業・農村基本計画」では、「女性農業者が能力を最大限発揮できる環境の整備」が掲げられ、「新たなチャレンジを行う女性の経営の発展を促進するための取組を推進する」としています。また、農林水産省では、女性の能力を活かした経営体は販売金額が大きく、多角化も進む傾向にあるとして、女性農業者の知恵やアイデアと企業を結びつけ、商品開発等を行う「農業女子プロジェクト」の活動を進めるなど、近年、女性農業者の能力に対し注目が集まっています。

■女性農業者の農業経営への関与と収益増加

平成 28 年に（株）日本政策金融公庫は、女性の経営への関与状況について全国の融資先の農業経営体を対象にアンケート調査を実施しました。

その調査結果によれば、農業経営における女性の関与割合は増加しており、女性が農業経営へ関与したグループでは、関与していないグループに比べ、収益が増加していることがわかりました。

また、農業経営において女性が 6 次産業化や営業・販売を担当しているグループでは、収益が増加していました。6 次産業化や営業・販売といった分野においては、女性目線で消費者ニーズを敏感に感じ取り、販売などにうまく活かすことにより、結果として収益の伸びに結びついている、と考えられています。

Ⅲ これまでの取組と課題

県は、条例に基づき、地産地消^{*}の推進等に取り組んできました。これまでの指針では、「県民の求める「食」の提供」、「「農」の潜在力の活用」、「都市農業の持続的な発展を支える基盤の整備」の3つの視点で施策を重点的に展開してきたところです。

そこで、これら3つの視点でこれまでの取組を振り返り、成果と課題を整理します。

1 県民の求める「食」の提供

(1) オーダー型農業の展開支援

取組 生産者と飲食・加工・卸売業者等（実需者）による情報交換や商談の場を設け、新たな結びつき（マッチング）により農畜産物の利用拡大を推進しました。

成果 平成 24 年度から平成 26 年度のマッチング商談会において生産者と実需者との商談が 60 件成立しました。

課題 オーダー型農業の推進においては、生産量が少ない個々の生産者の対応が中心となるため、取引規模の拡大や流通面に対する課題があり、生産者と実需者との取引は不安定でした。多様な消費者ニーズに対応し、安定的な取引を推進するためには、消費者の要望に応じて生産・供給する産地の育成が必要です。

(2) ブランド化と安全・安心な農畜産物の提供

取組 県と生産者団体で構成する「かながわブランド振興協議会」を中心に、かながわブランド^{*}の登録やPR活動等を進めてきました。平成 28 年 4 月 1 日現在のかながわブランドの登録品数は 90 となっています。

特に畜産物については、その評価を高め販路拡大につなげるため、県と生産者団体とで構成する「かながわ畜産ブランド推進協議会」を平成 26 年度に設立し、流通・販売・消費面からのアプローチによる「出口戦略」を推進しました。

また、農畜産物の高付加価値化を進めるため、農業者による6次産業化の取組を支援しました。

加えて、県では、農畜産物の生産工程毎に記録・点検することで、安全・衛生管理を徹底する、GAP（農業生産工程管理）や農場HACCP（畜産農場における飼養衛生管理向上の取組）の導入を支援してきました。

成果 県の包括協定^{*}先や県内のホテルなどでかながわブランド登録品の取扱いが進むなど、販路拡大が図られました。

※包括協定…県では、企業等と目的を共有し、互いのノウハウやネットワーク等を施策・事業の展開に活かすため、「連携と協力に関する包括協定」を締結しています。

「神奈川の農林水産物、加工物、工芸品の販売、活用に関する」分野では、県内百貨店、スーパーマーケット、コンビニエンスストアなどと連携し、フェアの実施や商品開発などで連携、協力しています。

課題 しかし、かながわブランドの知名度は十分とはいえず、さらなるPRや販路拡大に向けた取組の強化が必要です。また、インバウンド需要^{*}への対応を視野に、GAP等第三者認証の取得を促進することが必要です。

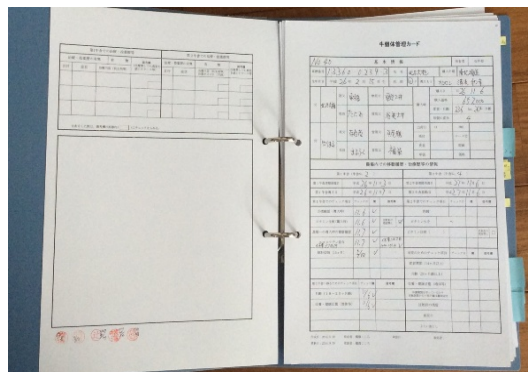
■ G A P (Good Agricultural Practice)

G A P (農業生産工程管理) とは、農業生産活動を行う上で必要な関係法令等の内容に則して定められる点検項目に沿って、各工程の正確な実施、記録、点検及び評価を行うことにより、安全な農産物の生産と持続的な生産管理をめざす活動です。

第三者認証を備えたG A Pには、国際組織が規格を認定しているG L O B A L . G . A . P と (一社) 日本G A P 協会が推進しているJ G A P が知られています。

■農場H A C C P

畜産農場における衛生管理を向上させるため、農場にH A C C P (※) の考え方を採り入れ、危害要因(微生物、化学物質、異物など)を防止するための管理ポイントを設定し、継続的に監視・記録を行うことにより、農場段階で危害要因をコントロールする手法です。わが国では、民間機関による農場H A C C P の第三者認証が行われています。



記録カードの例

※H A C C P とは

(Hazard Analysis and Critical Control Point)

食品の製造・加工工程のあらゆる段階で発生するおそれのある微生物汚染等の危害をあらかじめ分析 (Hazard Analysis) し、その結果に基づいて、製造工程のどの段階でどのような対策を講じればより安全な製品を得ることができるかという重要管理点 (Critical Control Point) を定め、これを連続的に監視することにより製品の安全を確保する衛生管理の手法。

(3) 大型直売センターの整備支援と中小規模農家の販路確保

取組 県では、中小規模農家の販路確保に加え、直売における豊富な品揃えを確保し、消費者ニーズに対応できるよう平成 14 年度から大型直売センターの整備支援を開始し、県内で 10 店舗を支援しました。また、出荷者に対して、新たな品目の導入や栽培指導など販売額の増大が図れるよう支援しました。

成果 県による整備支援をきっかけに、自主整備の大型直売センターも設置され、県内における 21 店舗の年間販売金額は 90 億円を超え、地産地消は大きく進展しました。

また、平成 22 年から平成 27 年にかけての年間販売額 700 万円未満の経営体の減少率をみると、全国では 19%減少したのに対し、本県では 11%の減少にとどまっており、大型直売センターの整備による中小規模農家の販路確保の効果がみられます。

課題 しかし、平成 27 年においては年間販売額 700 万円未満層では、経営主が 65 歳以上の販売農家の割合をみると、60%に達しており、一方、同居後継者がいる販売農家の割合は、32%にとどまっています。農業生産だけでは生活が困難と思われる、年間販売額 700 万円未満の経営体の減少は今後も続くと考えられることから、高齢化によりリタイアした農家の生産量の減少分をカバーする経営体の確保が必要です。

年間販売額 700 万円以上層と未満層の比較

	年間販売額(平成 27 年)	
	700 万円以上層	700 万円未満層
経営主が 65 歳以上の販売農家の割合	31 %	60 %
同居後継者がいる販売農家の割合	51 %	32 %

※農林業センサスより作成

また、大型直売センターの活力を維持するために、出荷者に対する技術支援や販売手法に関する支援を継続することが必要です。

■大型直売センター

県では、売場面積 100 ㎡以上で、地域内農産物と生産地の紹介等情報発信機能を有し、農業協同組合が事業主体で整備した施設を大型直売センターと定義しています。現在、県内には、21 店舗の大型直売センターが整備されており、作り手の顔が見える新鮮な地域の農産物を、手ごろな価格で県民の皆様提供しています。



(4) 中核的経営体*の育成

取組 県では、次世代のかながわ農業の中核を担う農業経営者を確保するため、セミナー等を実施し、年間販売金額 700 万円以上の経営体をめざした経営ビジョン*の作成を支援しました。

成果 平成 22 年から平成 27 年にかけての年間販売額 700 万円以上層の経営体数は 2,288 経営体から 2,005 経営体となり約 12%減少しています。しかし、販売金額が多い上位層の経営体が増加していることから、販売金額規模別農業経営体数を元に販売金額を試算すると、当該層の販売金額合計は維持されています。

課題 一方、同様に、県内の農業経営体の販売金額合計を試算すると平成 22 年から平成 27 年にかけて約 14 億円減少しており、年間販売額 700 万円未満層の減少分を年間販売額 700 万円以上層でカバーできていません。

経営体数の減少がこのまま推移した場合、今後 10 年間で販売金額が約 2 割減少し、安定的な農畜産物の供給ができなくなると予測されます。よって、今後も年間販売額 700 万円以上の中核的経営体の育成を継続していくとともに、高齢化によりリタイアした農家の生産量の減少分をカバーする経営体の確保が必要です。

農業経営体の販売金額合計(試算)

平成 22 年	平成 27 年	10 年後(平成 37 年) 予測
660 億円	646 億円	536 億円 (増減 -110 億円)

※農業経営体の販売金額合計は、農林業センサスの販売金額規模別農業経営体数を元に、下記により算出した各階層の販売金額を合計しました。

各階層の販売金額 = 階層販売金額中央値 × 農業経営体数

ただし、50 万円未満層は 25 万円を、5 億円以上層は 5 億円をそれぞれ中央値としました。

※10 年後の販売金額については、減少している階層の経営体数は、平成 22 年から平成 27 年の減少率をあてはめて算出し、増加している階層の経営体数は現状維持として、各階層の販売金額を算出し合計しました。

(5) 新規就農の促進

取組 県では、農家出身者以外の就農希望者や農業参入を希望する企業に対し、就農支援ワンストップサービス*を提供するとともに、農家子弟を含む就農希望者を対象に必要な技術習得等の教育、研修を実施しました。また、就農前後の給付金の交付と就農直後の若手生産者等に対する農業セミナーの実施により、若手生産者の着実な確保と定着を促進しました。

成果 平成 24 年度から平成 27 年度にかけての就農支援ワンストップサービスの利用者数は 1,178 名、うち 76 名が就農し、13 社の企業が参入しました。

また、平成 24 年度から平成 27 年度にかけて、128 名がかながわ農業アカデミーにおける技術習得等の教育、研修により就農に至りました。この間、県内では合計で 589 名が就農し、うち 97 名が農家出身者以外から就農しています。

課題 農家出身者以外からの就農において大きな課題は、技術と農地の確保であり、就農時におけるまとまった農地の確保支援、参入した企業については技術、人材、農地等の確保支援が必要です。

2 「農」の潜在力の活用

(1) 県民による農地や里地里山*の保全

取組 県では、平成 14 年度から、企業などを退職して時間に余裕のある中高年者などに広い面積の農地を貸し出す中高年ホームファーマー*事業に取り組みました。

また、中高年ホームファーマーとして2年以上耕作実績を有する方などを「かながわ農業サポーター*」として認定し、販売を視野に入れた本格的な耕作へ取り組んで頂けるよう支援しました。

さらに、「神奈川県里地里山の保全、再生及び活用の促進に関する条例」に基づき、平成 27 年度までに 9 市町 20 団体の里地里山保全等の活動を支援しました。

成果 中高年ホームファーマー事業及びかながわ農業サポーター事業により、約 40ha の耕作放棄地が復旧に至り、里地里山保全等の活動により、約 40ha の里地里山の保全が図られました。

総農家の耕作放棄地面積は平成 22 年の 1,512ha から 4.5%減少し、平成 27 年に 1,444ha となっています（農林業センサス）。

課題 県民による農地の保全活動は重要であることから、より県民が参加しやすい効率的な手法を検討し、里地里山については、地域主体の活動を支援することが必要です。

(2) 県民の農業への理解促進

取組 県では、農業体験農園*を開設する生産者、農協等に対し、技術指導や運営支援を実施しました。また、畜産交流教室*、田んぼの生きもの調査*や農作業体験、農業用施設見学会を実施するとともに、生産者団体が主催する各種イベントの開催支援を行いました。

成果 平成 24 年度から平成 27 年度の農作業体験、農業用施設見学会等には 1,669 名の参加が、また、「神奈川の畜産フェスティバル」として開催されている 3 つのイベントには、例年 1 万人を超える来場者があり、農畜産業への理解促進に貢献しています。

課題 平成 28 年 5 月に国で策定された都市農業振興基本計画では、「都市農業者と都市住民との交流促進」が掲げられており、農業者と消費者である都市住民とが触れ合える場所や機会をより一層創出することが必要となっています。

3 都市農業の持続的な発展を支える基盤の整備

(1) 新品種の育成と農業技術の開発

取組 県では、農畜産物の新品種の育成、地産地消を推進する農畜産物の安定生産技術の開発、病害虫の総合的管理技術 *の開発、省エネルギー生産技術の開発に取り組みました。

成果 生食・調理兼用のトマト‘湘南ポモロン’や、花びらの模様が特徴的なスイートピー‘スプラッシュブルー’、旨みと歯ごたえのある肉用鶏‘かながわ鶏’等、新規性・独自性に着目したかながわの特産品を開発しました。

また、微小害虫の侵入抑制効果を有する赤色防虫ネット、暖房エネルギーの削減が可能なイチゴの高設栽培 *加温技術等の開発、雑草種子や病原菌のない安全な堆肥生産のための簡易な温度管理資材の開発、牛の受精卵の効率的生産技術を確立しました。

課題 ロボット技術やICTを活用した超省力生産、高品質生産を可能とする新たな農業「スマート農業」の実現に向けた技術の進展を受け、ICTによる本県に適した温室の環境制御技術や、果樹のジョイント栽培 *等と組み合わせたロボット導入による省力生産技術など、本県の農業者に利用しやすい技術の開発・研究を、今後も推進していくことが必要です。また、今後も県民ニーズに応じた新品種の開発や、農畜産物の安定生産を支える技術の開発を継続することが必要です。



生食・調理兼用のトマト
‘湘南ポモロン’



食味のよい総太りの白首ダイコン
‘湘白’（しょうはく）

(2) 生産基盤 *の整備

取組 県では、大型機械による農作業が可能となるほ場整備、水田の汎用化 *のための暗渠排水 *の整備、農産物の流通の合理化や省力化に資する農道整備、作物生産に不可欠な農業用水を供給するための用水路の整備等を実施するとともに、市町が行う生産基盤の整備を支援しました。

成果 平成 24 年度から平成 27 年度にかけて、農道約 2,400m、用排水路等約 3,200m の新設及び改修を実施しました。また、市町が行った農道、用排水路、暗渠排水等の改修を支援しました。これらの整備により、約 420ha のほ場の条件改善を図りました。

課題 生産基盤の条件が悪い場合は、効率的な営農や担い手への集積が困難であるため、地域の将来像やニーズも踏まえた整備計画を立案し、着実に整備を進める必要があります。

(3) 農地流動化

取組 県では、農業従事者の減少や高齢化が進む中で、農業経営の規模拡大、農地の集団化、新規参入者受入の促進等による農地利用の効率化を図るため、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定、平成 26 年度から開始された農地中間管理事業*等により担い手への農地集積*を推進しました。

成果 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定や農地中間管理事業により、平成 24 年度から平成 27 年度の間に約 200ha の農地が担い手に集積されました。

課題 農家の後継者不足や高齢化に伴う農地の耕作放棄地化が懸念されることから、農地の出し手に対する働きかけの充実を検討するほか、生産基盤の整備や人・農地プランの策定等他の施策との連携等により貸付希望・借受希望双方の掘り起しを図り、農地の流動化をさらに促進させる必要があります。

(4) 農地等の活用・保全

取組 多面的機能*が十分に発揮されるよう、県では、平成 27 年度までに約 980ha の農地を対象に、水路の維持管理など農業生産活動を維持向上させる地域ぐるみの共同活動に対し助成しました。

また、市街化区域内の農地については、開発される土地とみなされ、農地としての位置づけが脆弱でしたが、県ではこれまで、市街化区域内の農地で営まれる農業についても技術的に支援し、生産振興に努めてきました。

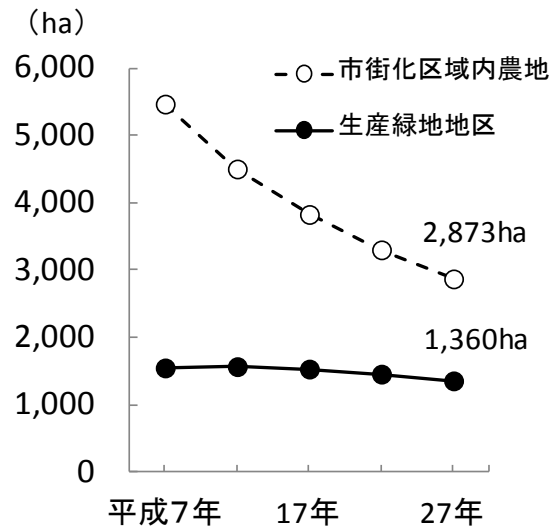
成果 地域ぐるみの共同活動を支援することにより、農地等の保全に寄与するとともに、共同活動を実施する地域の体制が強化されました。

また、市街化区域内の農地面積については、平成 22 年の 3,304ha から平成 27 年の 2,873ha となり約 13%減少しましたが、そのうち、生産緑地地区*の面積は 1,460ha から 1,360ha となり約 7%の減少にとどまっています（市町村税財政データ集および自然環境保全課調べ）。

課題 今後も農地等を保全するために、地域ぐるみの共同活動を活性化し、さらにこの活動を広める必要があります。

一方、市街化区域内の農地については、平成 27 年に都市農業振興基本法が制定され、その位置づけを「あるべきもの」へと大きく転換しました。今後は、市街化区域内農地の活用・保全に向けて、国が検討している新たな仕組みの周知や市町村が担う制度運用に対する支援を実施していく必要があります。

県内における市街化区域内農地と
生産緑地地区面積の推移



(5) 鳥獣被害対策

取組 県では、地域が主体的に取り組む対策に対して、市町村に対する財政的支援や鳥獣被害防除対策専門員による技術的支援などを行うとともに、かながわハンター塾を開催するなど対策の担い手の確保・育成の取組を行ってきました。

成果 地域ぐるみで対策を行う地区では、鳥獣の人里への出没の減少や、鳥獣による農作物被害の減少などの効果が見られました。

課題 県全体では農作物被害は減少していないため、地域ぐるみの対策を広げていく必要があります。

IV 基本目標と施策の方向

1 基本目標

本県農業は、900万人を越える県民の身近で営まれ、生産者の顔が見える農畜産物を供給している多くの直売所には沢山の県民が訪れ、大変な賑わいであり、これらの県民ニーズに応じた農畜産物の供給を続けていくことが求められています。

このような中、条例では、「都市農業の持続的な発展は、将来にわたり、県民が求める新鮮で安全・安心な食料等が、農業者によって県内において安定的に生産され、合理的な価格で流通するとともに、県民の需要に応じて安定的に供給されることにより、地産地消の推進が図られることを旨として行われなければならない」ことを基本理念の第一に掲げています。

また、超高齢社会が到来する中で、子どもから高齢者まで誰もが健康で生き生きとくらす社会が求められており、食・運動・社会参加の3つの取組で未病を改善することが大切です。特に食の取組では、「医食農同源」の考え方に基づいて、県民に地元の新鮮で安全・安心な農畜産物を提供することで、県民の健康増進につなげていく地産地消を推進する必要があります。

こうした考えのもと、この指針では、

農業の活性化による地産地消の推進
— 医食農同源による県民の健康増進 —

を基本目標とします。

■ 医食農同源

医食農同源とは、病気を治療するのも、日常の食事をするのも、ともに生命を養い健康を保つために欠くことのできないもので、源は同じだという考えに、さらに食材等を育てる「農」を取り込んだ健康観のことで

す。



医食農同源食材活用振興モデル事業のイベント

2 施策の方向

本県農業は、担い手不足や高齢化による経営体の減少が続いており、農林業センサスから試算した経営体全体の販売金額の合計は減少傾向にあります。

このまま経営体全体の販売金額の減少が続くと、本県農業が衰退し、地産地消が立ち行かなくなる可能性があることから、県民の身近で営まれる都市農業のメリットを最大限に生かし、将来にわたって安定した農業生産を行っていくことが求められます。

このことから、県産農畜産物に対する県民の期待に応えるため、県民ニーズに応じた新鮮で安全・安心な農畜産物の生産を推進し、県民への認知度向上による県産農畜産物の利用を拡大することが重要です。

また、県民に安定的に県産農畜産物を提供するため、意欲が高く持続性のある経営体を育成することで、農業生産を維持し、次世代へ継承することが重要です。

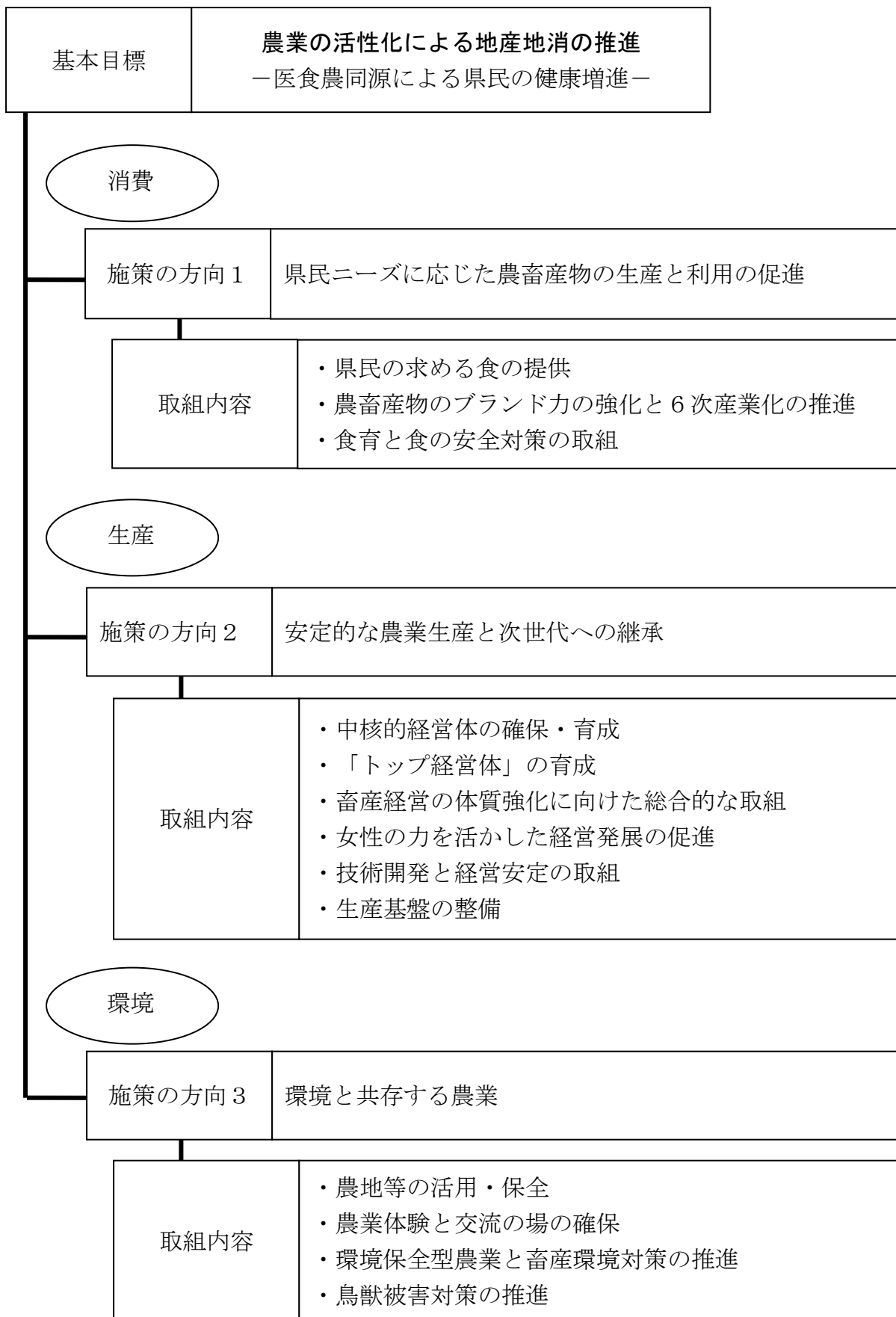
さらに、本県農業を持続的に発展させるため、都市環境や自然環境との調和を図ることで、環境と共存することが重要です。

そこで、今後の施策の方向は、次のとおりとします。

- ・ 県民ニーズに応じた農畜産物の生産と利用の促進
- ・ 安定的な農業生産と次世代への継承
- ・ 環境と共存する農業

V 取組内容と数値目標

施策体系



施策の方向1 県民ニーズに応じた農畜産物の生産と利用の促進

県産農畜産物に対する県民の期待に応えるため、県民ニーズに応じた新鮮で安全・安心な農畜産物の生産の推進と、県民への認知度向上による県産農畜産物の利用の拡大をめざします。

1 取組内容

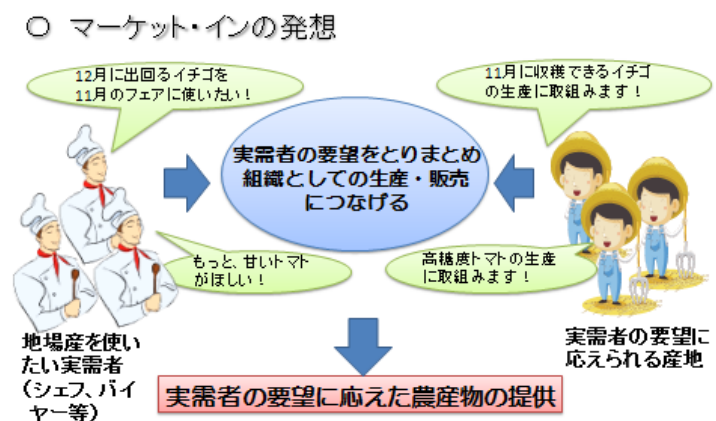
(1) 県民の求める食の提供

県民ニーズに応じて、新鮮な食を提供するために、中規模な経営体の販路確保につながる飲食店、量販店等との取引拡大、小規模な経営体の重要な販路となっている大型直売センターの活力維持などに取り組みます。

- ・ 安定的な価格で継続的に取引できるマーケット・インの発想を活かした生産を拡大するため、実需者と生産者の双方のニーズをとりまとめてコーディネートする取組を推進します。
- ・ 直売所への出荷者などを対象に、農産物販売手法、PR手法に関して支援します。
- ・ 県内卸売市場による、安全・安心対策の充実、地産地消の推進、情報受発信機能の強化等といった取組を支援します。

■マーケット・インの発想による生産の仕組み

消費者や実需者のニーズに応じて生産を行う、マーケット・インの発想に基づき、主に、生産量が直売所出荷より多く、市場出荷より少ない中規模な経営体が、実需者の要望に応えた農産物を提供する仕組みです。



■県民のニーズ

県が実施している県民ニーズ調査によれば、「農産物を購入する際に、地元産のものを優先したい」と思っている県民の割合は 69.6%となっています。加えて、本県の農業に期待する役割として「安全・安心な食料の供給」をあげる県民の割合は、58.4%となっています（いずれも平成27年）。

(2) 農畜産物のブランド力の強化と6次産業化の推進

県産農畜産物の認知度を高め、利用拡大を図るために、ブランド力向上の取組や6次産業化を支援します。

- ・ かながわブランドへの登録と普及PRを推進し、県民へのさらなる浸透を図ることにより、県産農畜産物のブランド力を高め、販路拡大を支援します。
- ・ 県産畜産物の評価を高め販路拡大につなげるため、流通・販売・消費面からのアプローチによる「出口戦略」を推進します。
- ・ 新たな付加価値を生み出すため、6次産業化や観光農業*の取組を支援します。



太陽をモチーフにした
かながわブランドのマーク



かながわブランド登録品を使用したグルメ
&スイーツフェアの開催

■畜産物の「出口戦略」

これまで、生産振興を中心に行っていた畜産施策を見直し、畜産物の流通・販売・消費分野(=出口)に積極的にアプローチするため、平成26年5月、県と16の生産者団体が組織する「かながわ畜産ブランド推進協議会」を設立しました。

当協議会では、県産畜産物の知名度向上や販路拡大につながるイベントや商談会、生産者自らが行うマーケティングの実践活動等を行うとともに、畜種ごとの課題に対しては畜種別専門委員会を設けて、県産畜産物のブランド力の強化・向上を図る総合的な取組を行っています。



かながわ畜産フードコレクション



かながわ畜産・絆づくり笑(商)談会

■ 6次産業化とは

1次産業としての農林漁業と、2次産業としての製造業、3次産業としての小売業等の事業との総合的かつ一体的な推進を図り、新たな付加価値を生み出すことです。

1次産業×2次産業×3次産業＝6次産業化



6次産業化で生まれた商品の事例
(地域農産物のトマトを活用したジュース)

(3) 食育と食の安全対策の取組

医食農同源の考えに基づき、新鮮な食の提供を通じて県民の健康維持に寄与するために、食育、食の安全・安心の確保等に取り組みます。

- ・将来にわたり健康で長生きできる社会の実現のため、県民一人ひとりが「食」のあり方を学び、食生活を見直す取組を推進します。
- ・食に関する知識や地域の食材への理解を深められるよう、県産農畜産物を活用した学校給食を推進します。
- ・蒸膳料理*の材料となる農産物について、生産拡大を図ります。
- ・食の安全・安心を確保するため、農薬安全対策、GAP等第三者認証の取得支援等を実施します。
- ・健康な家畜及び安全な畜産物を生産するため、家畜の伝染病予防の取組や、動物用医薬品及び飼料の適切な使用を推進します。



食育フェスタ 生産者による鶏卵の説明



食育フェスタ「足柄冷茶の入れ方講座」



遊休農地で栽培したカボチャを使用した夏野菜カレーの学校給食



家畜伝染病発生時を想定した防疫演習（埋設作業）

2 施策の数値目標

項目	基準値	目標値
マーケット・インの発想による新たな契約数 (累計)	平成 27 年度 22 件	平成 38 年度 60 件

【目標設定の考え方】

マーケット・インの発想による生産の拡大は、県民ニーズに応じた新鮮な食の提供につながることから、目標として設定しました。

※関連計画 かながわランドデザイン 第2期実施計画（平成 27 年 7 月）

項目	基準値	目標値
新商品の開発や販路拡大などの成果があった畜産物のブランド数 (累計)	平成 26 年度 5 件	平成 38 年度 65 件

【目標設定の考え方】

畜産物のブランドの販路拡大等は、ブランド力の強化を示す指標となることから、目標として設定しました。

※関連計画 かながわランドデザイン 第2期実施計画（平成 27 年 7 月）

項目	基準値	目標値
農業者が生産・販売した加工品の年間総販売金額	平成 26 年度 20.9 億円	平成 38 年度 23.5 億円

【目標設定の考え方】

6次産業化の進展による加工品の年間総販売金額の増加は、県民ニーズに応じた農畜産物の利用拡大を示す指標となることから、目標として設定しました。

※関連計画 神奈川県6次産業化推進計画（平成 28 年 3 月）

施策の方向2 安定的な農業生産と次世代への継承

県民に安定的に県産農畜産物を提供するため、意欲が高く持続性のある経営体を育成することで、農業生産を維持し、次世代へ継承することをめざします。

1 取組内容

(1) 中核的経営体の確保・育成

意欲ある経営体を確保するため、年間販売額 700 万円以上の中核的経営体の育成を継続し、併せて農地集積を促進します。

- ・意欲ある経営体を確保するため、企業参入を含む新規参入の促進・定着を実施します。
- ・農業生産の中核を担う経営体を確保するため、段階的かつ体系的な支援により、若手生産者等を経営感覚の優れた経営者に育成します。
- ・企業等による農作業受託組織を育成します。
- ・中核的経営体を育成するため、認定農業者^{*}等への農地集積を促進します。

(2) 「トップ経営体」の育成

安定的かつ持続性のある経営体を確保するために、常雇用^{*}を導入した規模拡大ができ、環境の変化に自ら対応できる優れた経営感覚を有した、年間販売額 3,000 万円以上の「トップ経営体」を育成します。

- ・販売規模上位層を中心とした経営能力向上研修や農地集積への支援を実施します。
- ・生産性の向上を図るため、ICTなど先端技術の導入なども含めた生産に必要な機械・施設等の整備を促進します。
- ・女性の経営参画を支援し、女性の力を活かした経営発展を促進します。

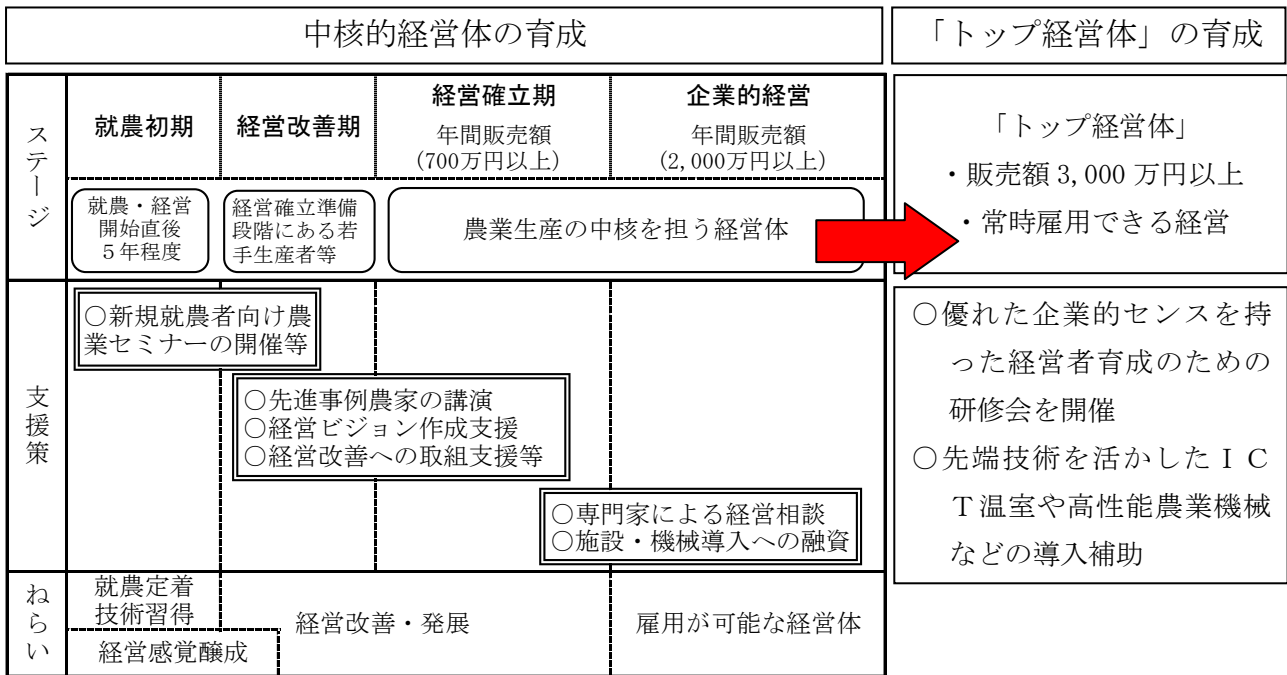
■「トップ経営体」とは

規模拡大ができ、環境の変化に自ら対応できる優れた経営感覚を有する、安定的かつ持続性のある経営体を「トップ経営体」としています。具体的には、常雇用の導入等により高い生産力を確保した、年間販売額 3,000 万円以上の経営体をさしています。

○トップ経営体の事例：先端システムを活用してトマトの周年栽培を行う株式会社

役員 1 名、社員 5 名、パート従業員 35 名で、先端システムを活用した 1.1ha の大規模な施設において、消費者ニーズに基づいた約 14 品種もの多様なトマトを養液栽培（ロックウール耕）により、周年生産しています。都市農業のメリットを最大限に生かし、200t の生産量のうち、約 6 割を直売し、トマト加工品の生産販売やブランド化にも取り組んでいます。

中核的経営体と「トップ経営体」の育成体系

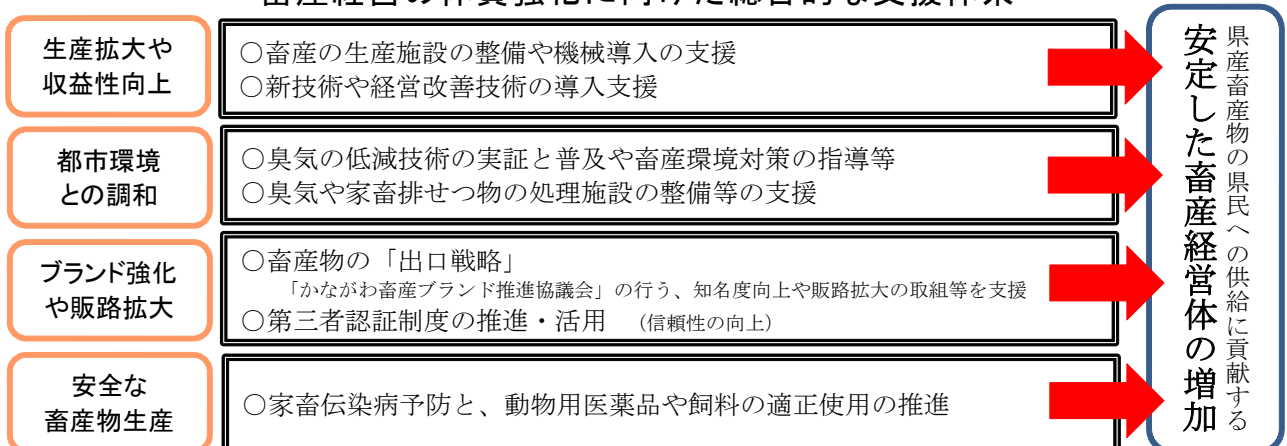


(3) 畜産経営の体質強化に向けた総合的な取組

畜産経営体の生産力・競争力の強化による体質強化を図るため、生産施設等の整備や臭気等畜産環境対策、畜産物の「出口戦略」や家畜伝染病予防など、総合的に支援します。

- ・ 県産畜産物の生産拡大や収益性の向上を推進するため、生産施設等の整備や新技術の導入を支援します。
- ・ 都市環境と調和した生産活動を維持するため、臭気等の処理施設の整備や低減技術の実証と普及、環境対策指導や畜産環境コンクール*の開催による環境美化意識のさらなる向上を推進します。
- ・ 畜産物の評価を高め販路拡大につなげるため、流通・販売・消費面からのアプローチによる「出口戦略」を推進します。(再掲)
- ・ 健康な家畜及び安全な畜産物を生産するため、家畜の伝染病予防の取組や、動物用医薬品及び飼料の適切な使用を推進します。(再掲)

畜産経営の体質強化に向けた総合的な支援体系



(4) 女性の力を活かした経営発展の促進

女性の力を活かした経営発展を促進するため、女性の農業進出と女性の経営参画を支援します。

- ・女性が農業で活躍できるようにするため、女性の農業進出を支援します。
- ・女性目線の商品開発による収益増加など、女性の力を活かした経営発展を促進するため、女性の経営参画を支援します。

(5) 技術開発と経営安定の取組

生産性や収益性の向上を図るため、新技術の開発や新品種の育成、生産施設等の整備支援に取り組みます。また、比較的小規模な本県の経営体に適したスマート農業を推進します。

- ・本県に適した温室の環境制御技術やロボット導入などICT等を活用したスマート農業の技術開発・普及に取り組みます。
- ・新技術の開発や新品種の育成を行い、生産現場に普及します。
- ・県産畜産物の収益性の向上や臭気の低減に関する技術等の開発を行い、生産現場に普及します。
- ・県産農畜産物の生産の拡大や生産性向上のため、生産施設等の整備に向けた取組を支援します。(一部再掲)
- ・農業経営の安定を図るため、野菜や畜産物の価格安定、経営所得安定対策^{*}や農業制度資金の活用を支援します。



県農業技術センターが開発した
ナシ新樹形「JV-トレリス」
(栽培管理のロボット化に適する)



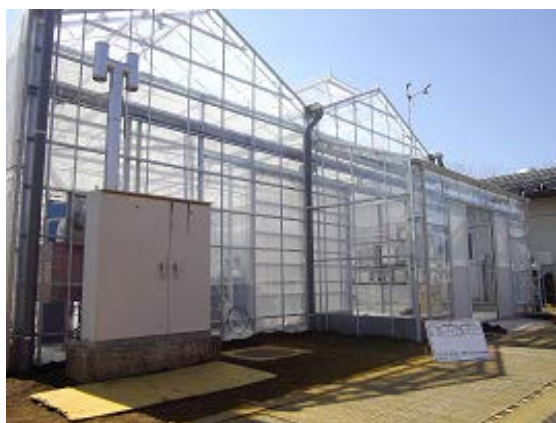
県畜産技術センターが試験研究に
取り組み誕生した肉用鶏‘かながわ鶏’

■スマート農業とは

ロボット技術やICTを活用した超省力生産、高品質生産を可能とする新たな農業がスマート農業です。本県においては、分散型の中小規模園芸施設においてICTを活用するなど、本県農業の実情にあったスマート農業が必要です。

農業技術センターに整備したICT温室を活用し、分散した小規模温室を集中的に自動制御し、省力化、高品質化、高収量を可能とする環境制御技術を開発しています。

また、農業用アシストスーツによる重労働の軽減や、自動走行運搬車、収穫ロボット等の実用化の試験を実施しています。



農業技術センターに整備した
ICT温室



アシストスーツの利用による
作業軽減

(6) 生産基盤の整備

農業経営の安定と継承のため、農業の生産性向上と中心となる農業者への農地集積に資するよう、今後の地域農業のあり方を見据えた農業生産基盤の整備を推進します。

- ・生産性の向上や農地集積の促進を図るため、地域合意の形成を働きかけ、中心となる農業者や生産振興する作物などを見据えたほ場の整備を推進します。
- ・農作物等の輸送の効率化や作業性の向上を図るため、地域農業のあり方を見据えた農道の整備を推進します。
- ・安定的かつ持続的な水稻生産等を支え、水田農業を次世代へ継承するため、頭首工や用排水路の長寿命化対策を実施します。
- ・市町村等が地域ニーズに応じて実施する生産基盤の整備を支援します。

2 施策の数値目標

項目	基準値	目標値
新規参入者・法人数	平成 27 年度 42 人・法人／年	平成 38 年度 50 人・法人／年

【目標設定の考え方】

新規参入者は、農業生産の中核を担う経営体への成長が見込まれることから、目標として設定しました。

※関連計画 かながわグランドデザイン 第2期実施計画（平成 27 年 7 月）

項目	基準値	目標値
認定農業者等への農地集積率	平成 27 年度 18%	平成 38 年度 29%

【目標設定の考え方】

認定農業者等への農地集積の促進は、中核的経営体や「トップ経営体」の育成につながることから、目標として設定しました。

※関連計画 神奈川県農地中間管理事業の推進に関する基本方針（平成 26 年 6 月）

項目	基準値	目標値
年間販売額 3,000 万円以上の耕種経営体*数	平成 27 年 148 経営体	平成 38 年 198 経営体

【目標設定の考え方】

年間販売額 3,000 万円以上の耕種経営体の育成は、安定的かつ持続性のある農業生産につながることから、目標として設定しました。

項目	基準値	目標値
新規就農者の女性割合	平成 27 年度 19%	平成 38 年度 25%

【目標設定の考え方】

女性の農業進出は、女性の力を活かした経営発展の促進に必要であることから、目標として設定しました。

施策の方向3 環境と共存する農業

本県農業を持続的に発展させるため、都市環境や自然環境との調和を図ることで、環境と共存する農業をめざします。

1 取組内容

(1) 農地等の活用・保全

農地等の有効な活用や保全を進めるため、市街化区域内農地における農業を振興するとともに、水路の維持管理など地域ぐるみの共同活動や県民と連携した農地の活用を促進します。

- ・都市環境と共存する農業を推進するため、市街地及びその周辺の地域において営まれる農業の周辺環境対策等の施設整備を支援します。
- ・市街化区域内農地を有効に活用し、適正に保全するため、都市農業振興基本法に係る新たな仕組みを周知し、市町村に対する地方計画の策定支援等を実施します。
- ・農業生産活動を維持向上させる地域ぐるみの共同活動への支援に取り組みます。
- ・農地を適正に保全するため、効率的で効果的な手法を工夫しながら、県民と連携した農地の活用を図ります。



地域ぐるみの共同活動
(農業用排水路の維持管理)



市街化区域内農地

■都市農業の振興において想定される新たな仕組み

平成 27 年に都市農業振興基本法が制定され、市街化区域内農地の位置づけは「あるべきもの」へと大きく転換しました。これを受け、現在、新たな都市農業振興制度が検討されています。

平成 28 年に策定された国の都市農業振興基本計画では、「市町村が、都市全体を見渡したマスタープランにおいて、都市農業の振興や都市農地の保全の方針を定めるとともに、農業振興及び都市計画の双方の視点から個々の農業・農地を評価し位置付けた上で、施策を推進すべき区域を定めることが必要である」としています。さらに、新たな土地利用計画制度の方向性として、「一定期間にわたる農地所有者以外の者による耕作を含めた営農に関する計画を地方公共団体が評価する仕組み」、「農地としての保全が図られるために必要な土地利用規制」を検討するとしています。

今後、国から新たな土地利用計画制度が具体的に示されることとなっています。

(2) 農業体験と交流の場の確保

都市住民の身近で営まれるメリットを生かした食の理解醸成を図るとともに、農業者と都市住民とが触れ合える場所や機会の確保等に取り組みます。

- ・市街化区域内で営まれる農業を含め、県民の農業への理解促進に取り組みます。
- ・農業者と消費者である都市住民とが触れ合える場所や機会を確保するため、農業体験農園を開設する農業者を支援します。
- ・地域住民等による里地里山の保全活動への支援や、里地里山にふれあう機会の提供に取り組みます。



里地里山の保全活動

(3) 環境保全型農業*と畜産環境対策の推進

環境と共存する農業を実現するために、有機農業*を含む環境保全型農業や未利用資源の活用といった環境に調和する農業生産、臭気対策を含めた畜産環境対策を推進します。

- ・環境に負荷を与えない生産技術の開発と普及、エコファーマー*の認定等に取り組み、有機農業を含む環境保全型農業や畜産農家と耕種農家の連携による堆肥の有効利用を推進します。
- ・都市環境と調和した生産活動を維持するため、畜舎等から発生する臭気の低減技術の普及や、家畜排せつ物処理施設の整備、都市から生じる食品残さの飼料等としての活用を推進します。（一部再掲）



持続性の高い農業生産方式の導入計画を認定された農業者が使用できるエコファーマーマーク

(4) 鳥獣被害対策の推進

農作物被害を軽減し、農業活動を継続するために、地域ぐるみで取り組む鳥獣被害対策を支援します。

- ・ 鳥獣の捕獲、防護柵を設置するなどの被害防護対策、鳥獣の隠れ家となる藪の刈取りなどの集落環境整備の3つの鳥獣被害の基本対策をバランスよく組み合わせる地域ぐるみの取組を支援します。
- ・ 鳥獣被害防止技術の普及や被害にあいにくい作目の普及に取り組めます。

■地域ぐるみの鳥獣被害対策

鳥獣被害対策は、農家の方々が個別に対策を行うだけでなく、地域の方々が力を合わせて一体となって3つの基本対策を行うことが必要です。

3つの基本対策

- ①鳥獣の捕獲
- ②防護柵を設置するなどの被害防護対策
- ③鳥獣の隠れ家となる藪の刈取りなどの集落環境整備

こうした「地域ぐるみの対策」を、地域の方々が主体となって取り組んできた地区では、鳥獣による農作物の被害が減るなど、一定の効果が認められています。



地域ぐるみの対策（ヤブ刈り払い）

2 施策の数値目標

項目	基準値	目標値
水路の維持管理など地域ぐるみの共同活動への支援に取り組んだ地区の対象農地面積	平成 27 年 980ha	平成 38 年 1,400ha

【目標設定の考え方】

地域ぐるみの共同活動を支援することにより、地域の維持管理体制等が強化され、農地等の保全につながることから、目標として設定しました。

項目	基準値	目標値
新たに有機農業に取り組む農業者及び新規エコファーマーの人数	平成 27 年度 15 人／年	平成 38 年度 15 人／年

【目標設定の考え方】

有機農業を含む環境保全型農業の普及は、環境と共存する農業の実現につながることから、目標として設定しました。

※関連計画 神奈川県環境基本計画（平成 28 年 3 月）

総合的な数値目標

項目	基準値	目標値
農産物の販売額	平成 27 年 455 億円	平成 38 年 455 億円

【目標設定の考え方】

基準年以降の趨勢では目標年における耕種経営の販売額（農林業センサスの販売規模別経営体数を基にした推定値）は 369 億円まで減少しますが、各種農業施策の総合的な展開により販売額の現状維持をめざすことから、目標を 455 億円に決めました。販売額は、農業の活性化による地産地消の指標となることから、目標として設定しました。

項目	基準値	目標値
畜産物の販売額	平成 27 年 191 億円	平成 38 年 191 億円

【目標設定の考え方】

基準年以降の趨勢では目標年における畜産経営の販売額（農林業センサスの販売規模別経営体数を基にした推定値）は 163 億円まで減少しますが、各種畜産施策の総合的な展開により販売額の現状維持をめざすことから、目標を 191 億円に決めました。販売額は、畜産業の活性化による地産地消の指標となることから、目標として設定しました。

項目	基準値	目標値
農地面積	平成 27 年 19,600ha	平成 38 年 17,900ha

【目標設定の考え方】

基準年以降の趨勢では目標年における農地面積（農林水産省の作物統計調査における面積調査を基にした推定値）は 17,700ha まで減少しますが、施策を推進することで農地の保全が見込めることから、目標を 17,900ha に決めました。農地面積は、地産地消を支える生産基盤の確保を示す指標となることから、目標として設定しました。

VI 参考資料

1 統計資料

(1) 担い手（農家・農業経営体）

表1 総農家数 単位：戸

		2015年	2010年	2005年	2000年	1995年
全国	総農家数	2,155,082	2,527,948	2,848,166	3,120,215	3,443,550
	増減率(%)	-14.7	-11.2	-8.7	-9.4	-10.2
神奈川県	総農家数	24,552	27,996	29,681	30,705	32,948
	増減率(%)	-12.3	-5.7	-3.3	-6.8	-13.3

(農林業センサスより作成)

表2 販売農家数 単位：戸

		2015年	2010年	2005年	2000年	1995年
全国	販売農家数	1,329,591	1,631,206	1,963,424	2,336,909	2,651,403
	増減率(%)	-18.5	-16.9	-16.0	-11.9	-10.7
神奈川県	販売農家数	12,685	14,863	16,414	19,377	21,796
	増減率(%)	-14.7	-9.4	-15.3	-11.1	-13.4

(農林業センサスより作成)

表3 農業経営体数 単位：経営体

		2015年	2010年	2005年
全国	農業経営体数	1,377,266	1,679,084	2,009,380
	増減率(%)	-18.0	-16.4	
神奈川県	農業経営体数	13,809	15,612	17,121
	増減率(%)	-11.5	-8.8	

(農林業センサスより作成)

表4 専業農家数 単位：戸

		2015年	2010年	2005年	2000年	1995年
全国	専業農家数	442,805	451,427	443,158	426,355	427,584
	増減率(%)	-1.9	1.9	3.9	-0.3	-9.7
神奈川県	専業農家数	5,031	4,864	4,479	3,852	3,980
	増減率(%)	3.4	8.6	16.3	-3.2	-11.5

(農林業センサスより作成)

表5 農業就業人口 単位：人

		2015年	2010年	2005年	2000年	1995年
計		24,195	28,331	35,604	42,904	45,654
生産年齢人口合計		10,334	12,378	17,744	23,080	27,559
	増減率(%)	-16.5	-30.2	-23.1	-16.3	-27.4
15～64歳	15～29歳	999	986	2,283	3,103	3,053
	30～39歳	1,171	1,387	2,176	3,153	4,005
	40～49歳	2,044	2,404	3,678	5,211	6,021
	50～59歳	3,167	4,291	5,714	6,597	8,147
	60～64歳	2,953	3,310	3,893	5,016	6,333
65歳以上		13,861	15,953	17,860	19,824	18,095
増減率(%)		-13.1	-10.7	-9.9	9.6	6.4

(農林業センサスより作成)

表6 農業就業人口の平均年齢 単位：歳

	2015年	2010年	2005年	2000年	1995年
全国	66.4	65.8	63.2	61.1	59.1
神奈川県	64.4	64.4	61.0	59.1	57.5

(農林業センサスより作成)

表7 1経営体当たりの農業経営体の経営耕地面積

	単位：a		
	2015年	2010年	2005年
1戸あたり面積	81.6	81.3	79.5
増減率(%)	0.3	2.3	

(農林業センサスより作成)

表8 経営耕地面積規模別の農業経営体数

【全国】

区分	経営体数		増減率 (%)	構成比(%)	
	2015年	2010年		2015年	2010年
農業経営体(計)	1,377,266	1,679,084	-18.0	100	100
0.3ha未満	49,008	53,921	-9.1	3.6	3.2
0.3以上～0.5未満	256,106	322,074	-20.5	18.6	19.2
0.5～1.0	436,249	556,679	-21.6	31.7	33.2
1.0～1.5	215,883	272,061	-20.6	15.7	16.2
1.5～2.0	117,486	144,816	-18.9	8.5	8.6
2.0～3.0	115,983	137,323	-15.5	8.4	8.2
3.0～5.0	81,538	90,480	-9.9	5.9	5.4
5.0～10.0	52,229	52,188	0.1	3.8	3.1
10.0ha以上	52,784	49,542	6.5	3.8	3.0

【神奈川県】

区分	経営体数		増減率 (%)	構成比(%)	
	2015年	2010年		2015年	2010年
農業経営体(計)	13,809	15,612	-11.5	100	100
0.3ha未満	1,601	1,309	22.3	11.6	8.4
0.3以上～0.5未満	3,471	4,067	-14.7	25.1	26.1
0.5～1.0	4,998	6,107	-18.2	36.2	39.1
1.0～1.5	2,094	2,411	-13.1	15.2	15.4
1.5～2.0	907	1,020	-11.1	6.6	6.5
2.0～3.0	509	512	-0.6	3.7	3.3
3.0～5.0	162	135	20.0	1.2	0.9
5.0～10.0	57	44	29.5	0.4	0.3
10.0ha以上	10	7	42.9	0.1	0.1

(農林業センサスより作成)

表9 農産物販売金額規模別経営体数

単位：経営体

区分	全国			神奈川県		
	2015年	2010年	増減率 (%)	2015年	2010年	増減率 (%)
農業経営体（計）	1,377,266	1,679,084	-18.0	13,809	15,612	-11.5
販売なし	132,034	172,508	-23.5	2,193	2,375	-7.7
50万円未満	470,357	528,644	-11.0	4,032	4,269	-5.6
50万円以上～100万円未満	211,374	288,050	-26.6	1,698	2,126	-20.1
100～200万円	165,978	225,910	-26.5	1,491	1,808	-17.5
200～300万円	89,339	113,929	-21.6	924	1,030	-10.3
300～500万円	85,221	102,718	-17.0	934	1,089	-14.2
500～700万円	47,975	57,246	-16.2	532	627	-15.2
700～1,000万円	49,441	57,096	-13.4	555	661	-16.0
1,000～2,000万円	67,020	74,995	-10.6	882	1,012	-12.8
2,000万円以上	58,527	57,988	0.9	568	615	-7.6

(農林業センサスより作成)

表10 農業生産関連事業

単位：経営体

区分	全国			神奈川県		
	2015年	2010年	増減率 (%)	2015年	2010年	増減率 (%)
農業経営体数	1,377,266	1,679,084	-18.0	13,809	15,612	-11.5
農業生産関連事業に取り 組む経営体数	251,073	351,494	-28.6	5,389	7,076	-23.8
経営体に占める割合 (%)	18.2	20.9		39.0	45.3	
農産物の加工	25,068	34,172	-26.6	374	577	-35.2
消費者に直接販売	236,655	329,122	-28.1	5,158	6,811	-24.3
貸農園・体験農園等	3,723	5,840	-36.3	213	301	-29.2
観光農園	6,597	8,768	-24.8	264	373	-29.2
農家レストラン	1,304	1,248	4.5	22	13	69.2
その他	1,836	5,666	-67.6	43	88	-51.1

(農林業センサスより作成)

(2) 農地

表11 総農家の経営耕地面積

単位：ha

		2015年	2010年	2005年	2000年	1995年
		全国	面積	3,062,037	3,353,619	3,608,428
	増減率 (%)	-8.7	-7.1	-7.1	-5.7	-5.5
神奈川県	面積	12,880	14,631	15,329	16,978	18,687
	増減率 (%)	-12.0	-4.6	-9.7	-9.1	-13.5

(農林業センサスより作成)

表12 農業経営体の経営耕地面積

単位：ha

		2015年	2010年	2005年
		全国	面積	3,451,444
	増減率 (%)	-5.0	-1.7	
神奈川県	面積	11,262	12,691	13,606
	増減率 (%)	-11.3	-6.7	

(農林業センサスより作成)

表13 耕作放棄地面積（総農家・販売農家） 単位：ha

			2015年	2010年	2005年	2000年	1995年
総農家	全国	面積	217,932	214,140	223,372	210,019	161,771
		増減率(%)	1.8	-4.1	6.4	29.8	7.4
	神奈川県	面積	1,444	1,512	1,597	1,445	1,214
		増減率(%)	-4.5	-5.3	10.5	19.0	-18.7
販売農家	全国	面積	127,104	124,119	144,356	154,358	120,358
		増減率(%)	2.4	-14.0	-6.5	28.2	6.9
	神奈川県	面積	588	573	688	826	727
		増減率(%)	2.6	-16.7	-16.7	13.6	-20.5

(農林業センサスより作成)

(3) 農業産出額

表14 農業産出額（全国） 単位：億円

		2014年			2013年	2012年	2011年	2010年
		農業 産出額	構成比 (%)	対2010年比 増減率(%)				
合計		83,639	100.0	3.0	84,668	85,251	82,463	81,214
	米	14,343	17.1	-7.6	17,807	20,286	18,497	15,517
	麦類	384	0.5	-18.1	410	440	370	469
	雑穀・豆類	809	1.0	12.7	689	723	640	718
	いも類	2,075	2.5	0.2	1,985	1,842	2,045	2,071
	野菜	22,421	26.8	-0.3	22,533	21,896	21,343	22,485
	果実	7,628	9.1	1.7	7,588	7,471	7,430	7,497
	花き	3,437	4.1	-2.1	3,485	3,451	3,377	3,512
	工芸作物	1,889	2.3	-11.9	1,849	1,962	1,983	2,143
	その他	646	0.8	-9.7	687	719	709	715
	畜産計	29,448	35.2	15.4	27,092	25,880	25,509	25,525
	肉用牛	5,940	7.1	28.0	5,189	5,033	4,625	4,639
	乳用牛	8,051	9.6	4.2	7,780	7,746	7,506	7,725
	うち生乳	6,967	8.3	3.3	6,824	6,874	6,579	6,747
	豚	6,331	7.6	19.7	5,746	5,367	5,359	5,291
	鶏	8,530	10.2	16.0	7,842	7,239	7,530	7,352
	うち鶏卵	5,109	6.1	15.6	4,638	4,204	4,505	4,419
	その他畜産物	595	0.7	14.9	536	496	489	518
	加工農産物	559	0.7	-0.5	545	581	560	562

(生産農業所得統計より作成)

(注) 四捨五入の関係で内訳と計が一致しない場合がある

表15 農業産出額（神奈川県）

単位：億円

	2014年			2013年	2012年	2011年	2010年
	農業 産出額	構成比 (%)	対2010年比 増減率 (%)				
合計	781	100.0	0.5	804	805	809	777
米	35	4.5	-10.3	40	41	43	39
麦類	0	0.0	0.0	0	0	0	0
雑穀・豆類	2	0.3	0.0	2	1	2	2
いも類	15	1.9	7.1	15	16	16	14
野菜	433	55.4	3.8	444	444	425	417
果実	80	10.2	-15.8	88	86	111	95
花き	52	6.7	36.8	51	53	45	38
工芸作物	2	0.3	0.0	2	2	0	2
その他	8	1.0	-11.1	8	8	9	9
畜産計	153	19.6	-4.4	152	151	156	160
肉用牛	9	1.2	0.0	9	7	7	9
乳用牛	52	6.7	-23.5	56	60	62	68
うち生乳	47	6.0	-23.0	51	54	56	61
豚	48	6.1	11.6	44	44	45	43
鶏	42	5.4	5.0	43	40	41	40
うち鶏卵	41	5.2	5.1	42	39	41	39
その他畜産物	1	0.1	0.0	1	1	1	1
加工農産物	2	0.3	0.0	2	2	2	2

(生産農業所得統計より作成)

(注) 四捨五入の関係で内訳と計が一致しない場合がある

(4) 土地生産性

表16 耕地10a当たりの土地生産性の推移（販売農家） 単位：千円/10a

	2014年	2013年	2012年	2011年	2010年
全国	57	64	66	60	63
神奈川県	95	111	108	128	177

(農業経営統計（個別経営・営農類型別経営統計）を参考に作成)

神奈川県農業の全国での位置付け(全国順位)

総農家数 40位（平成27年）

農業就業人口 40位（平成27年）

耕地面積 45位（平成27年）

農業産出額 35位（平成26年）

収穫量・出荷量（平成26年）

(全国順位20位以内のもの)

〈野菜〉キャベツ 5位 だいこん 5位 こまつな 6位 かぼちゃ 7位 ほうれんそう 8位
 えだまめ 8位 さといも 9位 かぶ 9位 すいか 11位 トマト 17位
 きゅうり 19位

〈果実〉キウイフルーツ 4位 うめ 6位 みかん 11位 くり 12位 日本なし 14位

〈花き〉パンジー 2位 ばら 6位 シクラメン 9位

* 総農家、農業就業人口は、2015年農林業センサス

耕地面積、農業産出額、収穫量・出荷量は、農林水産統計年報

2 用語説明

【あ行】

あいしーていー I C T	Information and Communication Technology の略。情報や通信に関する技術の総称
あんきょはいすい 暗渠排水	排水不良農地の地中に有孔管等を設けて排水を促し、地下水位を低下させて農業機械の作業性の向上や畑作物の生産拡大等を図る施設
こうせつさいばい イチゴの高設栽培	架台に栽培ベッドを設置して、作業者が立ったままの姿勢で栽培管理や収穫作業等ができるようにしたイチゴの栽培システム
じゅよう インバウンド需要	訪日外国人旅行者による需要。諸外国における我が国への関心は高くなっており、近年の円安方向への推移等により、訪日外国人旅行者数は増加している。東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を控え、今後更に訪日外国人旅行者の増加が見込まれる
エコファーマー	平成11年7月に制定された「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（持続農業法）」第4条に基づき、「持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画」を都道府県知事に提出して、当該導入計画が適当である旨の認定を受けた農業者の愛称名

【か行】

かじゅ 果樹のジョイント栽培	複数樹の主枝部を連続的に接ぎ木で連結し、直線状の集合樹として仕立て、骨格枝の早期確立や樹冠構造の均一化、作業動線の直線化を可能とする「樹体ジョイント仕立て」による果樹の栽培。神奈川県農業技術センターが考案した
のうぎょう かながわ 農業 サポーター	一定の栽培技術と意欲を持ち農作物の販売に取り組みたい方を、県が「かながわ農業サポーター」として認定し、同サポーターが耕作するための耕作放棄地の復旧や農地賃借の支援を行う制度
かながわブランド	組織的な生産体制に基づき、品質、生産量並びに供給体制の向上及び安定をめざす県内産農林水産物及びその加工品。かながわブランド振興協議会による審査を経て登録される
かんきょうほぜんがたのうぎょう 環境保全型農業	農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業
かんこうのうぎょう 観光農業	農村等で余暇を過ごす人々をもてなす農業関連事業。主な業態として、観光農園、農産物直売所、農家民宿などがある
かんたいへいよう 環太平洋 パートナーシ ップ（TPP）協定	オーストラリア、ブルネイ、カナダ、チリ、日本、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、ペルー、シンガポール、米国及びベトナムの12か国が交渉に参加している経済連携協定。モノの関税だけでなく、サービス、投資の自由化を進め、さらには知的財産、電子商取引、国有企業の規律、環境など、幅広い分野でルールを構築するもの
けいえいこうち 経営耕地	調査期日現在で農業経営体が経営している耕地（けい畔を含む田、樹園地及び畑）をいい、自ら所有し耕作している耕地（自作地）と、他から借りて耕作している耕地（借入耕地）の合計である
けいえいしよとくあんていたいさく 経営所得安定対策	国の実施する支援であり、担い手農家の経営の安定に資するよう、諸外国との生産条件の格差から生ずる不利を補正する交付金（ゲタ対策）と、農業者の抛出を前提とした農業経営のセーフティネット対策（ナラシ対策）で構成されている
けいえい 経営ビジョン	農業青年等経営支援事業において、対象となる農業者が作成する、生産・販売方式の改善などに関する計画書
こうさくほうきち 耕作放棄地	以前耕作していた土地で、過去1年以上作物を作付け（栽培）せず、この数年の間に再び作付け（栽培）する意思のない土地
こうしゅけいえいたい 耕種経営体	水稻、陸稲、麦類、雑穀、豆類、いも類、野菜、果樹、工芸農作物、飼肥料作物、花き、薬用作物、採種用作物、桑を栽培する農業経営体

【さ行】

さとちさとやま 里地里山	現に管理若しくは利用され、又はかつてされていた農地、水路、ため池、二次林（その土地本来の自然植生ではない人為的に成立した雑木林、竹林等をいう。）その他これらに類する土地の全部又は一部及び人が日常生活を営む場所が一体となっている地域
しゅうのう しえん 就農支援ワンストップ サービス	就農希望者からの相談対応や情報提供を効率的に実施する窓口として、かながわ農業アカデミー就農企業参入課に設置。就農相談、研修紹介、就農計画の作成支援、求人情報の収集と紹介（農業法人等への無料職業紹介）、農地情報の提供、農地確保支援（農業委員会との調整）などを実施している
じょうこよう 常雇用	主として農業経営のために雇った人で、雇用契約（口頭の契約でもかまわない）に際し、あらかじめ7ヶ月以上の期間を定めて雇った人（期間を定めずに雇った人を含む）
すいでん ほんようか 水田の汎用化	水田の水はけをよくして畑作物の栽培もできるよう、排水路や暗渠排水を整備するもの
せいさんきばん 生産基盤	水田や畑、農道、用排水路等
せいさんりよくちちく 生産緑地地区	市街化区域内において緑地機能等の優れた農地等を計画的に保全し、良好な都市環境の形成に資することを目的として指定された地区

【た行】

ためんてききのう 多面的機能	良好な景観の形成、防災、県土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、文化の伝承、情操のかん養等、農業生産活動による食料等の供給の機能以外の多面にわたる機能
た い ちようさ 田んぼの生きもの調査	水田やその水田周辺における魚・水生昆虫（ゲンゴロウ等）、カエル等を対象とした生物相の現状把握、地域住民等に対する農業農村の持つ生態系保全機能等への理解促進等を目的とした調査。小学校や地域住民の皆さんの参加を得て実施する
ちくさんかんきよう 畜産環境コンクール	畜産農家が実施する畜舎や施設周辺の環境美化・衛生等に対する取組を、外部審査員も含めて審査・評価するもの。畜産関係者の意識啓発を高める目的のほか、畜産に対する県民の理解と信頼を深めるため、取組の内容をホームページで公開している
ちくさんこうりゆうきようしつ 畜産交流教室	牧場体験を通して、自然に親しみ、畜産業・酪農・牛乳や牛への理解を深めてもらうための、小学校や消費者・地域団体などを対象にした教室。畜産や酪農、牛・牛乳・飼料についての解説、チーズづくり・バターづくり体験、ミルクタンクを使用した乳搾り擬似体験、牛の餌やり体験、牧場見学、牧場エリアの散策などを旧大野山乳牛育成牧場・まきば館で実施した
ちさんちしやう 地産地消	地域の需要に即した生産を行い、その産物を地域で消費するための取組
ちゆうかくてきけいえいたい 中核的経営体	都市農業の有利性を生かした優れた経営感覚を有している、概ね年間販売額700万円以上の経営体
ちゆうこうねん 中高年ホームファーマー	県が耕作放棄地を復旧して農園を開設し、企業などを退職して時間に余裕のある中高年者などに栽培研修を行いながら広い面積の農地を貸し出す制度
と しのうぎよう 都市農業	神奈川県では、神奈川県都市農業推進条例において、「都市に生活する県民に対し、新鮮で安全・安心な食料等を供給し、及び農業の有する多面的機能を提供する役割を担う神奈川県全域で営まれる農業（畜産農業を含む。）」を都市農業としている ※参考：都市農業振興基本法では、「市街地及びその周辺の地域において行われる農業」を都市農業としている

【な行】

にんていのうぎょうしゃ 認定 農業者	農業経営基盤強化促進法に基づき、農業経営改善計画を作成し、市町村長からその計画の認定を受けた者
のうか 農家	経営耕地面積が10a以上の農業を営む世帯又は経営耕地面積が10a未満であっても、調査期日前1年間における農産物販売金額が15万円以上あった世帯
のうぎょうけいえいたい 農業 経営体	農産物の生産を行うか又は委託を受けて農作業を行い、次のいずれかに該当する事業を行う者 (1) 経営耕地面積が30a以上の規模の農業 (2) 農作物の作付面積又は栽培面積、家畜の飼養頭羽数または出荷羽数、その他の事業の規模が次の基準以上の農業 ①露地野菜作付面積15a ②施設野菜栽培面積350m ² ③果樹栽培面積10a ④露地花き栽培面積10a ⑤施設花き栽培面積250m ² ⑥搾乳牛飼養頭数1頭 ⑦肥育牛飼養頭数1頭 ⑧豚飼養頭数15頭 ⑨採卵鶏飼養羽数150羽 ⑩ブロイラー年間出荷羽数1,000羽 ⑪その他、調査期日前1年間における農業生産物の総販売額50万円に相当する事業の規模 (3) 農作業の受託の事業
のうぎょうさんしゅつがく 農業 産出額	当該年における都道府県別の農産物及び加工農産物の品目毎の生産数量に品目毎の農家庭先販売価格（消費税を含む。）を乗じて求めた推計値。生産数量は、農林水産省統計組織で作成している生産量統計を基礎資料としている
のうぎょうしゅぎょうじんこう 農業 就業人口	農業従事者（15歳以上の世帯員のうち、調査期日前1年間に自営農業に従事した者）のうち調査期日前1年間に自営農業のみに従事した者、農業とそれ以外の仕事の両方に従事した者のうち自営農業が主の者の人口
のうぎょうせいさんかんれんじぎょう 農業 生産関連事業	「農産物の加工」、「消費者に直接販売」、「観光農園」、「農家民宿」等の農業生産に関連した事業
のうぎょうたいけんのうえん 農業 体験農園	生産者が園主として作付け計画を立て、利用者との契約において農地の権利移動がなく、園主が用意した資材を用いて、園主が講習会により非常利目的の利用者を指導し、作付け期間中継続的に利用者に農作業を体験させ、利用者から入園料及び収穫物代金を徴収して、一定区画における収穫物の全量または一部を利用者に販売する経営部門
のうちしゅせき 農地 集積	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対し、売渡し、貸付け又は農業の経営若しくは農作業の委託を行うことにより、農用地の利用を集積すること
のうちちゅうかんかんりじぎょう 農地 中間管理事業	農業経営の規模を縮小される方から、農地中間管理機構（当県では公益社団法人神奈川県農業公社）が農地を借り受け、農業経営の規模拡大をされる方や新たに農業に参入される方に貸し出す事業
のうりんぎょう 農林業 センサス	我が国の農林業の生産構造や就業構造、農山村地域における土地資源など農林業・農山村の基本構造の実態とその変化を明らかにし、農林業施策の企画・立案・推進のための基礎資料となる統計を作成し、提供することを目的に、5年ごとに国が行う調査。10年ごとには、国際連合食糧農業機関（FAO）が策定する「世界農業センサス要綱」に基づいて「世界農業センサス」として実施

【は行】

はんばいのうか 販売農家	経営耕地面積が30a以上又は調査期日前1年間における農産物販売金額が50万円以上の農家
びょうがいちゅう そうごうてき かんり 病虫害の総合的管理 ぎじゆつ 技術	病虫害の発生状況に応じて、天敵（生物的防除）や防虫ネット（物理的防除）等の防除方法を適切に組み合わせ、環境への負荷を軽減しつつ、病虫害の発生を抑制する防除体系の技術

【や行】

やくぜんりょうり 薬膳料理	漢方の考え方に基づいた、体調や季節にあった料理
ゆうきのうぎょう 有機農業	化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業